

安全な自転車送迎のため

幼児2人同乗用自転車の購入費を助成



7月から幼児2人同乗用自転車の使用ができるようになりました。これに伴い本市では保育所(園)や幼稚園などの送迎時の安全確保の一環として、自転車協会の安全基準を満たす自転車について、購入費の一部を助成します。

対象＝本市在住で保育所(園)や幼稚園などの送迎に幼児2人

同乗用自転車を使用する人(1世帯1台)
助成金額＝購入費の2分の1(上限4万円)
申し込み＝領収書の原本、メーカー保証書のコピー、印鑑、助成金振込先通帳を用意し、前橋保健センター内こども課(☎220-5701)へ直接

DV被害者を対象に生活支援を実施

DV被害により住民票の住所に居住していないため、定額給付金や子育て応援特別手当を受給することができない人を対象に、「緊急生活支援給付金」を支給します。

対象＝2月1日(基準日)時点でDV被害により住民登録や外国人登録の住所とは異なる所に居住している人で次のすべてを満たす人。①本市に住民登録か外国人登録がある、または本市に居住している②基準日以前に公的機関にDV相談していたことが証明できる③基準日以前から申請日までの居住地が書類によって確認できる

支給額＝定額給付金と子育て応援特別手当相当額(該当者)

申し込み＝11月30日(月)までにいきいき生活課☎898-6517へ

国民年金保険料の免除受け付けは今月から



国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除になる制度や、30歳未満の人には若年者納付猶予制度があります。これらは、原則として毎年申請が必要です。

今まで免除を受けていて引き続き免除を希望する人(継続審査が承認されている人を除く)や新たに免除を希望する人は申請してください。

会場＝市役所市民課、城南・大胡・宮城・粕川・富士見各支所、前橋社会保険事務所
申し込み＝7月1日(水)から会場へ直接

問い合わせは
市民課 ☎898-6254
前橋社会保険事務所 ☎231-1706



国保加入者を対象に入院医療費や食事療養費などの軽減措置

問い合わせは
国民健康保険課 ☎898-6249
長寿医療保険については 同課 ☎898-6253

70歳未満の国保加入者

国保に加入している70歳未満の入院患者は、申請し認定されると「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関で保険証と一緒に提示すると、入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までに。自己負担限度額は表1のとおり。本市での外来診療には「高額医療費受領委任払制度」があります。()相談ください。

70歳以上の高齢受給者

自己負担限度額は表2のとおり。市民税非課税世帯の高齢受給者は、申請すると「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院時の医療費の一部負担金額と食事療養費の標準負担額が減額になります。

長寿医療制度加入者

長寿医療制度加入者で市民

表1 70歳未満の自己負担限度額	
上位所得者(基礎控除後の所得600万円超)	15万円*(8万3,400円)
一般	8万100円*(4万4,400円)
市民税非課税世帯	3万5,400円(2万4,600円)

*総医療費が上位所得者50万円、一般26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

※()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額。

※所得の申告がないと上位所得者として扱います。

表2 70歳以上の自己負担限度額		
区分	対象	入院・世帯ごとの限度額
低所得Ⅱ	世帯主と国保加入者(長寿医療制度加入者は世帯全員)が市民税非課税の人	2万4,600円
低所得Ⅰ	世帯主と国保加入者(長寿医療制度加入者は世帯全員)が市民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の人	1万5,000円

※現役並み所得者は8万100円*、市民税課税世帯の人は4万4,000円が入院・世帯ごとの自己負担限度額です。

*総医療費が26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

表3 入院時食事療養費標準負担額		
対象	1食あたりの負担額	
一般		260円
市民税非課税世帯などの人(70歳以上は表2で低所得Ⅱの人)	入院が90日以内	210円
	入院が過去1年間に91日以上	160円
70歳以上で表2の低所得Ⅰの人		100円